

①水質検査について（専用水道）

1 毎日検査（色・濁り・消毒効果）

色や濁りが無いこと、残留塩素 0.1mg/L 以上であることを確認

2 毎月検査（省略不可項目）

下表項目のうち、1 一般細菌 2 大腸菌 38 塩化物イオン 46 有機物 47pH 値 48 味 49 臭気
50 色度・51 濁度

3 3 か月に 1 回以上の検査

原則下表 51 項目（水源の状況等によって検査回数を減らすことができる）

◇検査項目（毎月検査・3 か月に 1 回以上の検査）

No	項 目	頻度	No	項 目	頻度
1	一般細菌	◎	27	総トリハロメタン	○
2	大腸菌	◎	28	トリクロ酢酸	○
3	カドミウム及びその化合物	■	29	ブロムジクロメタン	○
4	水銀及びその化合物	■	30	ブロホルム	○
5	セレン及びその化合物	■	31	ホルムアルデヒド	○
6	鉛及びその化合物	■	32	亜鉛及びその化合物	■
7	ヒ素及びその化合物	■	33	アルミニウム及びその化合物	■
8	六価クロム化合物	■	34	鉄及びその化合物	■
9	亜硝酸態窒素	■	35	銅及びその化合物	■
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	36	ナトリウム及びその化合物	■
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	■	37	マンガニン及びその化合物	■
12	フッ素及びその化合物	■	38	塩化物イオン	◎
13	硼素及びその化合物	■	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	■
14	四塩化炭素	■	40	蒸発残留物	■
15	1,4-ジオキサン	■	41	陰イオン界面活性剤	■
16	シス-1,2-ジクロロエチレン・トランス-1,2-ジクロロエチレン	■	42	ジオキシン	■
17	ジクロロメタン	■	43	2-メチルイソボルネオール	■
18	テトラクロロエチレン	■	44	非イオン界面活性剤	■
19	トリクロロエチレン	■	45	フェノール類	■
20	ベンゼン	■	46	有機物（全有機炭素の量）	◎
21	塩素酸	○	47	pH 値	◎
22	クロ酢酸	○	48	味	◎
23	クロホルム	○	49	臭気	◎
24	ジクロロ酢酸	○	50	色度	◎
25	ジブロムクロメタン	○	51	濁度	◎
26	臭素酸（消毒副生成物）	○			

◎は毎月検査が必要。○・■は 3 か月に 1 回以上の検査が必要。ただし、■については、水源の汚染物質排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合で、過去 3 年間の検査結果が、基準値の 1/5 以下のときは、概ね 1 年に 1 回以上、基準値の 1/10 以下のときは、概ね 3 年に 1 回以上に検査回数を減らすことが可能

◇水質検査を委託できる検査機関（県内で厚生労働省の登録を受けた機関）

機関名称	住所	電話番号
（株）江東微生物研究所	宇都宮市平出工業団地 44-38	028-662-9257
平成理研（株）	宇都宮市石井町 2856-3	028-660-1700
（株）那須環境技術センター	那須塩原市青木 22-152	0287-63-0233
（財）栃木県環境技術協会	宇都宮市下岡本町 2145-13	028-673-9080
（株）総研	宇都宮市小幡 2-4-5	028-622-9912

※水質検査を行わなかった設置者（代表者）は、100 万以下の罰金に処せられることがあります。